

2022年6月27日

軽油用燃焼促進剤「K-S1」を使用される場合の注意事項

株式会社レンタルのニッケン

営業本部

弊社から貸出している機械でのK-S1燃焼促進剤（以下 K-S1）のご使用につきましては、安心してご利用頂けるように下記を厳守いただいた上でのご利用をお願い申し上げます。

記

① 燃焼促進剤の品質基準について

ご利用いただくK-S1については株式会社大智にて製造され、正規に販売された製品（販売元：有限会社エコ・アースもしくは燃料供給会社）を条件とさせていただきます。

尚、K-S1の品質を起因とする機械トラブルや機械の故障、第三者災害等含めた損害については実費請求となり、弊社では責任を負いかねますので予めご了承願います。

② ご利用可能なレンタル機械について

K-S1は弊社から貸出するディーゼルエンジン機械すべてにご利用いただけます。

③ K-S1ご使用方法について

K-S1のご使用に関しては、下記の使用方法並びにメーカー・販売店よりの注意事項を厳守してください。

○軽油への添加（ガソリンは同社のTK-M1を使用）

○使用量：軽油の1000分の1を添加（軽油50Lの場合、K-S1 50cc）

○他の添加剤等との混合使用は不可

○製造から2年以内の製品を使用

○その他製造元、販売元が提示している使用方法、使用上の注意の厳守

また、K-S1使用時の効果に関する保証は出来かねますので、予めご了承ください

④ 追加整備費について

上記注意事項を厳守いただく事を条件に、弊社では貸出時及び返却時にK-S1を使用する事への追加整備費は請求致しません。但し、K-S1を使用したことによる機械の破損が発生した場合は実費請求とさせていただきます。

⑤ その他

上記記載内容については定期に協議のうえ更新とさせてください。

以上